



有機農業をはじめよう！ No.18

第27回有機農業公開セミナー 資料集

有機農業に転換するには何が必要か？

日時： 2023年3月7日(火) 13:30~16:00

会場： 有機農業参入促進協議会事務局を主会場とした
オンラインセミナー

主催： NPO法人有機農業参入促進協議会

巻頭言～有機農業への転換促進には何が必要か

2006年に有機農業推進法が制定されてから16年が経過しましたが、有機農業に取り組む生産者や有機農業面積が大幅に増加する兆しは一向に見えてきません。この間、有機農業に携わる生産者団体や消費者団体の有機農業推進に向けた研修会、活動集会は数え切れないほど開催され、多くの努力も払われてきました。国も有機農業に必要な技術の導入を進めるため、農研機構を中心に全国に点在する技術の集積を行うとともに、都道府県に有機農業の推進部署の設置を促しました。08年からは有機農業を核とした地域農業活性化のためのモデルタウン事業も推進しました。11年からは環境保全型農業直接支援対策が実施され、直接支払制度が有機農業を含む環境保全型農業に対して導入されました。それなりの覚悟で法制化された有機農業推進法でありながらも、その目的を達成しないまま今に至り、22年より「みどりの食料システム戦略」が法制化され、さらなる有機農業拡大に向けた施策が打ち出されています。有機農業推進法が制定された時代背景と現在では多少異なる面もありますが、有機農業推進の必要性の本質は何も変わっていないと思います。

この約20年間に日本農業は、基幹的農業従事者の急激な減少とそれに伴う一経営体あたりの経営面積の拡大と販売額の増加へと変化しました。主業的農業者の所得は増大し、所帯所得も他産業の平均所得を超えるようになりました。機械化と外国人労働力に支えられ、低位ながらも食料自給率を辛うじて保っています。農業界では「スマート農業」「イノベーション」「輸出戦略」などの言葉が溢れ、生産基盤を支える自然環境への配慮や地力の維持・増進の重要性については表層的な記述しかなく、切実感が伴わない方針と施策が打ち出され、有機農業はやりたい人がやればいい程度の認識が農業者の間に広がっているのではないかと思われます。

いっぽう世界に視点を移せば、生態系サービスの維持向上に最重点を置いた持続可能な社会の構築（SDGs）に向けた変革が加速し、環境保全と食の安全・安心をコンセプトとした有機農業の生産と市場は拡大し、有機農業の面積が全耕地の10%を超えた国も十数か国を超えています。「みどりの食料システム戦略」が目指す環境負荷の低減と生産性の向上の両立という意欲的な目標は大いに評価しつつも「かつて有機農業推進法が制定されながらも有機農業が何故広がらなかったのか？」の検証を真摯に行わなければ、同じ轍を踏むのではないかと懸念しています。

今回のセミナーでは、秋田県立大学の谷口吉光教授に基調講演「有機農業に転換するには何が必要か」を、北海道新篠津村で有機栽培と有機加工食品に取り組む（有）大塚ファームの大塚裕樹代表より事例発表「有機農業への転換のメリットと課題 消費者目線での農業経営」をいただくことにしました。

有機農業拡大のカギを握る慣行栽培農業者が有機農業に転換していくには何が必要か？この課題を深められるセミナーにしていきたいと思えます。皆様の参加を期待してします。

2023年3月7日

NPO 法人有機農業参入促進協議会
副代表理事 佐伯 昌彦

目 次

プログラム.....	5
講師プロフィール.....	6
■ 基調講演	
有機農業に転換するには何が必要か（谷口 吉光）.....	9
■ 事例発表	
有機農業への転換のメリットと課題 消費者目線での農業経営（大塚 裕樹）.....	19
■ 参考資料	
有機農業の経営指標をご提供ください.....	27
有機農業に関する相談の問い合わせ先.....	28
有機農業の研修受入先をご紹介ください.....	30
賛助会員入会のご案内.....	31
ご寄付のお願い.....	32
有機農業公開セミナー開催一覧.....	33

プログラム

3月7日（火）

13:00～13:30	受付	
13:30～13:40	開会あいさつ	佐伯 昌彦 (有機農業参入促進協議会 副代表理事)
13:40～14:30	基調講演「有機農業に転換するには何が必要か」	谷口 吉光氏 (秋田県立大学、日本有機農業学会会長)
14:30～14:40	休憩	
14:40～15:10	事例発表「有機農業への転換のメリットと課題 消費者目線での農業経営」	大塚 裕樹氏 (有限会社大塚ファーム)
15:10～15:50	質疑応答	谷口 吉光氏 大塚 裕樹氏 コメンテーター 佐伯 昌彦 コーディネーター 藤田正雄 (有機農業参入促進協議会)
15:50～16:00	閉会あいさつ	

注意事項

- Zoom での表示名は、参加確認を含め、参加申込時の氏名でお願いいたします。
- セミナー開催中は、音声をミュート（消音設定）に、ビデオを停止状態にしてください。
- 質疑応答は、参加者によるチャット機能の利用および直接質問をお受けして、進行いたします。直接質問される場合は、ビデオを開始状態にしてご質問ください。

講師プロフィール

谷口 吉光（たにぐち よしみつ）

1956年 東京都生まれ。上智大学大学院文学研究科博士後期課程満期退学。博士（農学）。現在、秋田県立大学地域連携・研究推進センター教授。専門は環境社会学、食と農の社会学、有機農業。

著書に『「地域の食」を守り育てる:秋田発 地産地消運動の20年』無明舎出版、『食と農の社会学:生命と地域の視点から』（共著）ミネルヴァ書房、『有機農業大全:持続可能な農の技術と思想』（共著）コモンズ、『八郎潟はなぜ干拓されたのか』秋田魁新報社、『有機農業はこうして広がった:人から地域へ、地域から自治体へ』（編著）コモンズ、『有機給食スタートブック』（編著）農文協（2023年4月刊行予定）。

大塚 裕樹（おおつか ひろき）

1973年、北海道生まれ。新篠津村に入植4代目。今年で開墾110年、法人化して50年になる。現在、農業生産法人（有）大塚ファーム代表取締役社長、販売法人農事組合法人 オーガニック新篠津理事、株式会社オーガニック新篠津代表取締役社長、NPO法人ゆうきの里おおつかふぁーむ理事長、NPO法人あぐりびれっじ理事。

17.24haで有機野菜、GGAP栽培米を栽培し、農産物加工や農業体験も行っている。

従業員4名、外国人技能実習生（中国人）4人、パート10名。2021年度の売上は、185,000,000円。

【受賞歴】

- 2004年 第1回コープさっぽろ農業大賞 コープさっぽろ会長賞
- 2007年 第3回財団法人北海道農業企業化研究所農業賞 地域特別賞受賞（農事組合法人オーガニック新篠津として）
- 2011年 北海道チャレンジ企業表彰（情熱ファーム北海道として）
- 2014年 第43回日本農業賞 個別経営の部 大賞（NHK、全中、都道府県中央会）
- 2014年 農林水産大臣賞「有機野菜ミニトマト他」
- 2014年 農林水産祭（天皇杯）日本農林漁業生産振興会会長賞と新設の「輝く女性特別賞」をダブル受賞
- 2015年 伊勢神宮 農事功労者表彰

基調講演

有機農業に転換するには何が必要か

谷口 吉光氏（秋田県立大学）

2022年7月、「みどりの食料システム戦略」が法制化されました。環境負荷の低減と生産性の向上という一見、相矛盾する課題への挑戦ですが、それを乗り越えるための意欲的な政策として高く評価できます。

その中の重要施策として、2050年までに耕地面積に占める有機農業の割合を25%（100万ha）や化学農薬の5割削減、化学肥料の3割削減が挙げられています。この目標を実現するには、慣行農家が農薬、化学肥料の使用量を減らし、有機農業への転換を図る必要があります。

基調講演では、慣行農業から有機農業に転換する際の課題を整理していただきます。慣行農業の常識から脱却できない農家が自らの努力だけで有機農業に転換することは至難の技であること、栽培技術の習得、販路の確保、減収した場合の対応など、生産から流通、販売について解決しなければならない課題が多々あることに加え、自治体、とくに都道府県の役割が重要であることを紹介していただきます。

基調講演を通して、有機農業を拡大するために、参加の皆さまには、栽培技術の確定や販路の確保以外にも、取り組まなければならないことがあることを確認していただきたいと思えます。

有機農業に転換するには何が必要か

谷口 吉光（秋田県立大学）

1. 「有機農業は技術と販路で広がる」というのは本当か？

これまでの有機農業推進政策は「経済学の論理」に基づいてきたと思います。「経済学の論理」というのは、「有機農業の生産量は需要と供給で決まる」という考え方です。生産を増やしたければ、需要を増やす必要がある。需要を増やすということは有機農産物を買ってくれる消費者を増やして、販路を広げるといことです。買ってくれる消費者がいれば、農家は作ろうとする。だから有機農業の生産量は増えるだろうと考えるわけです。

でもそれだけでは足りません。いくら消費者が増えたって、立派な農産物を確実に収穫できる技術も必要になります。だから生産を増やすには優れた技術を開発して、普及する必要があるという考え方が出てきます。

この 2 つを組み合わせると「有機農業は技術と販路で広がる」という公式が出来上がります。そして、私は現在の農水省の有機農業政策は基本としてこの公式に基づいていると考えています。

この公式から、「有機農業が広がるかどうかは技術と販路で決まる」という考え方が出てきます。だから、有機農業の講習会は技術と販路の問題が中心になるわけです。こうした考え方は多くの農家や農業関係者の頭に染みついている、常識になっているように思われます。

しかし、本当にそうでしょうか。いい技術があつて、販路があれば有機農業は広がるのでしょうか。私が見聞きする限り、この考え方はあまり現実と合っていないように思います。特にみどり戦略以降についてはそうです。

2. みどり戦略は受け入れられているか？

みどり戦略が策定されて、この 5 月で丸 2 年になります。「有機農業の面積を農地全体の 25% に拡大する」という野心的な目標が設定されたため、有機農業関係者は大いに盛り上がっているようですが、慣行栽培に取り組んできた従来の農家や農業関係者の間にはみどり戦略に対する冷ややかな（あるいは懐疑的な）態度が根強いように思われます。

ひとつの証拠として、日本農業新聞が行っている農政モニターへのアンケート結果を紹介します。みどり戦略に関する意見を 2021 年 3 月、22 年 3 月、6 月の 3 回聞いた結果が図 1 と 2 です（日本農業新聞オンライン 2022 年 6 月 24 日付から筆者作成）。「みどり戦略を知っているか」と

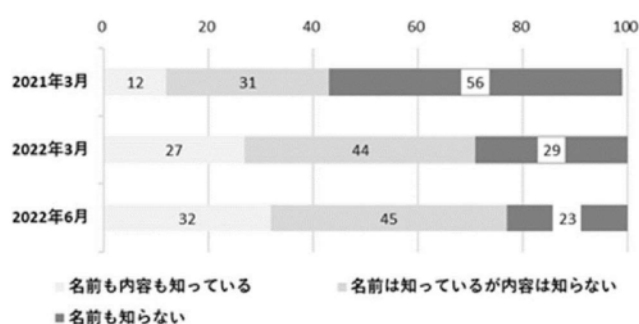


図 1 みどり戦略を知っているか

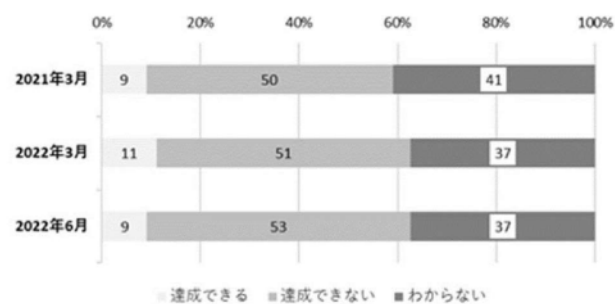


図 2 主要目標は達成できるか

いう質問に対して、「名前も内容も知っている」という答えは12%→27%→32%と増えていますが、それでも3割です。「名前は知っているが内容は知らない」と「名前も知らない」は87%→73%→68%と減ってはいますが、今でも7割近いです。もっと興味深いのは「主要目標を達成できるか」という質問に対する回答です。「達成できる」という回答は9%→11%→9%と1割程度から増えておらず、「達成できない」が50%→51%→53%と半数から減っていないのです（むしろ微増しています）。

この結果が示しているのは、みどり戦略について知っている人は増えたが、目標達成については逆に疑問を持つ人が増えているということでしょう。この事実をどうとらえたらいいのでしょうか。

3. 有機農業の大幅拡大は慣行農業からの大幅な農法転換を意味する

私は有機農業の研究を30年以上してきたので、たくさんの有機農家を知っていますが、慣行農家とはあまりきちんとつきあってはきませんでした。でも、みどり戦略が策定されてからは、慣行農家の方々と意識して話すようになりました。なぜなら、みどり戦略の有機農業の目標を達成するためには、多くの慣行農家が有機農業に転換する必要があるからです。「有機農業を大幅に広げる」ということは「たくさんの慣行農家が納得して（できれば、喜んで）有機農業に取り組む条件を整える」と同じです。そうだとすれば、慣行農家の意見を聞かなければなりません。

しかし、私が話した慣行農家のほとんどは「有機農業ねえ、う～ん」という感じで否定も肯定もしていませんでした。先ほど紹介した農業新聞の農政モニターの回答と共通しているように思われました。

これまで農水省は「きちんとした農産物を育てるには化学肥料や農薬が必要だ」「農薬は使い方を間違えなければ安全だ」と指導してきました。大部分の地方自治体やJAはその指導を信じて従ってきました。実際、施肥基準や防除基準をはじめ、作物の栽培技術の体系は農薬と化学肥料の使用を前提に組み立てられています。その農水省がみどり戦略を打ち出して、「30年以内に農薬を半分に、化学肥料を3割減らす。有機農業を農地全体の4分の1に広げる」と言い出したのです。突然の政策転換に全国の農家と農業関係者は戸惑い、どう対応していいのかわからないというのが現状ではないでしょうか。

4. 「有機農業＝無農薬・無化学肥料」ではない

慣行農業と有機農業の間には大きなギャップがあります。「農薬や化学肥料を使わないのだから、ギャップがあるのは当たり前」と思う人もいるでしょうが、ギャップの本質は農薬や化学肥料を使わないことではありません。

それではギャップの本質は何かといえば、「農薬や化学肥料を使わないのに、なぜ立派な作物が育つか」というしくみ（メカニズム）が正しく理解されていないことにあると思います。この問題は根が深く、有機農業の定義の問題に関係しています。

「有機農業とは何か」と聞かれれば、「農薬や化学肥料を使わない農業」という答える人が多いでしょう。有機農業推進法では、化学肥料と化学農薬に加えて、遺伝子組み換え技術を使わない農業を有機農業と定義しています。法律でもこのように定義されているのですから、多くの人が「有機農業＝無農薬・無化学肥料」と考えるのも無理はありません。

でも、この定義は有機農業の本質を誤解させるおそれがあるので、考え直す必要があると思います。この定義は有機農業の多面的な性格のうち「化学的資材の投入削減」という一面だけを取り上げたもので、この定義で有機農業を理解できると考えるのは間違っていると思うからです。たとえば「人間とは何か」と聞かれて、人間は二足歩行するという事実だけをとらえ「二

本足で歩くものだ」としたらおかしくないですか。それと同じです。

私は、有機農業の定義として望ましいのは、農薬や化学肥料を使わずに作物が育つメカニズムを説明できる定義だと考えています。こう言うと、「有機農業で作物が育つのは、化学肥料の代わりに有機肥料を入れているからだろう」と答える人がいるでしょう。つまり「有機肥料が作物を育てている」という考え方です。

この考え方が間違っているとは言えません。慣行農法から有機農業に切り替えた時に肥料を全然やらなければ作物は育たないからです。「有機肥料が作物を育てている」という考え方を「代替型有機農業」と呼ぶことにしましょう（化学肥料を有機肥料に置き替えたという意味です）。

ところが、有機農業に切り替えて数年経って「土ができる」と、有機肥料をあまりやらなくても作物が育つようになることが知られています。とても不思議です。この現象は「有機肥料が作物を育てている」という考え方では説明できません。

有期農業研究者の中島紀一さんは『有機農業の技術と考え方』（2010年）のなかで「低投入・内部循環」という考え方を打ち出して、この現象をうまく説明しました。有機肥料を減らしても作物が育つのは、農地の生態系を豊かにする（生きものを増やす）と、農地の中の資源循環・生命循環が活発になって、作物が必要とする栄養を農地生態系が作り出すようになるから、また病害虫が出ても天敵や作物の自然治癒力によって被害が抑えられるようになるからだと言明したのです。

中島さんはこのメカニズムを次のように表現しています。

「有機農業の生産力は、外部からの投入に依存するのではなく、圃場内外の生態系形成と作物の生命力、そして両者が結びついた循環的活力形成に依拠しようとしてきた」（中島, 2010）

この考え方は、「外部からの投入に依存するのではなく」と明記されているように、代替型有機農業ではありません。「循環型活力」が形成されていれば、有機肥料を入れなくても作物が育つ。そんな状態になった有機農業を中島さんは「成熟期有機農業」と呼んでいます。つまり慣行栽培から切り替えた時は代替型有機農業ですが、土ができてくると徐々に「成熟期有機農業」に変わっていくというわけです。

このように整理すると、農薬や化学肥料を使わないのはそれ自体が目的ではないことが理解できるでしょう。無農薬・無化学肥料は生態系を豊かにするための「手段」なのです。「有機農業＝無農薬・無化学肥料」という定義が誤解を生むといったのは、手段を目的だと勘違いされるおそれがあるという意味です。

私はこのメカニズムを図3のように示して、有期農業の定義を改めるように提唱しています。

以上の議論を生かして有期農業を再定義すれば、どんな定義になるでしょうか。たとえば次の定義はとても簡潔・明快でいいと思います（原文を少し変えています）。

「（有機農業とは）農地の生態系機能を向上させることで、生産性の向上と自然生態系の保全を両立させる農業」

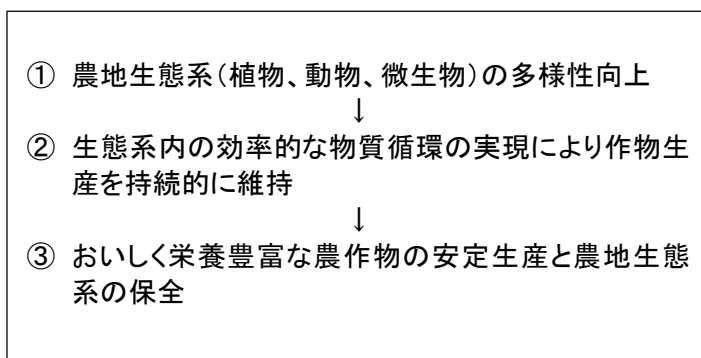


図3 有機農業によって農業生産と環境保全が両立するメカニズム
出典：日本有機農業学会（2021：2）から著者作成

(小松崎, 2019)

ポイントは「生態系を豊かにする」ことです。言い換えると、有機農業は生きものを殺すのではなく、生かそう、増やそうとします。栃木県の有機農家・館野廣幸さんは「有機農業は虫を増やし、草を増やし、菌を増やす技術だ」と言っています。「できるだけ多くの虫たちがバランスよく住める環境を整えることが『害虫』の多発を防ぐのです。『害虫』もカエルにとっては大切な食料ですので必要なのです」という館野さんの言葉は核心を言い当てています。

慣行農業が虫を「害虫」、草を「雑草」、菌を「病原菌」と呼んで自然を敵視し、化学農薬で殺してきたのとは対照的です。

すべての生きものを生かそうとするのが有機農業です。兵庫県のコウノトリや新潟県佐渡のトキの復活にも有機農業が大きな役割を果たしたのも当然です。コウノトリやトキは田んぼや水路に棲む生きものを食べますので、鳥たちのエサになる生きものを増やす有機農業が必要とされたのです。

有機農業は人と自然、人と人もつなげていきます。子どもたちを田んぼに呼んで遊んでもらい、消費者を集めて田植え体験をしてもらうのも慣行農家より有機農家が多いでしょう。有機農業が市場流通に乗らず、産直やCSA（地域が支える農業）など、作る人と食べる人を直接つなげる形で発展してきたことにはそれなりの理由があるのです。

以上の説明をまとめれば、有機農業で農薬や化学肥料を使わないのに作物が育つのは、生態系（生きもの）の力を生かしているからだということになります。慣行農業から有機農業への転換に当たっては、この考え方を農家にしっかり伝えることが基本になります。

5. 有機農業への転換をどう支援すればいいか

次に、有機農業への転換を支援する立場である地方自治体（特に都道府県）の役割について考えてみます。慣行農家が有機農業に興味を持ってやってみたいと思っても、農家個人にまかせておいてはなかなか進まないでしょう。そこに行政の出番があります。

1) 農家、研究者、行政が連携した「参加型技術開発」

有機農業には全国一律の技術はありません。地域ごとの土質や気候に合わせた地域独自の技術を開発する必要があります。こうした技術開発を成功させるためには、農家、研究者と行政職員が連携する必要があります。それを「参加型技術開発」と呼び、欧米では広く採用されています。

日本では新しい農業技術は研究者が考案し、それを農業普及員が現場の農家に広げる（普及する）というやり方が普通でしたが、参加型では、生産現場で農家と研究者が一緒になって新しい技術を作り出します。農家がある技術を試し、その結果を研究者が分析して、農家と話し合いながら技術開発の仮説を出す。次の作付けではその仮説を検証して、また次の仮説を出す。参加型研究の進め方はだいたい以上になります。大事なことは、農家と研究者が対等な立場で話し合いを重ねることです。それを通じて、それぞれの先入観や常識が見直され、より合理的な考え方を少しずつ作り出すことができると考えられます。

私が勤めている秋田県立大学では2000年に参加型技術開発の専門家を海外から招き、国際シンポジウムを開催しました。その記録は単行本にまとめられていますので、関心のある方はご覧下さい（佐藤・佐藤・コールドウェル編, 2003）。

2) 有機農業のための栽培マニュアルの作成

どの都道府県でも慣行農業に基づいた施肥基準や防除暦を作っているはずですが、有機農業の

ための栽培マニュアルを作成する必要があります。すでに民間主導でさまざまなマニュアルが作成されていますが、それをもとに都道府県ごとの標準マニュアルを作成するのです。標準マニュアルを作るためには、都道府県がどんな栽培技術を推奨するのかという方針を定める必要があります。兵庫県がコウノトリ育む農法を開発・普及してきた事例や、滋賀県が長い時間をかけて農業と漁業が共存する「琵琶湖システム」を作り上げてきた事例には大いに参考になる点があります。こうした地域の自然環境を生かした農法を作り出せれば、それは地域の有機農産物の販売を支える強力な地域ブランドになる可能性があります。

3) 慣行栽培からの転換に伴う減収リスクへの対応

みどり戦略がこれまでと大きく違うのは、有機農業の拡大をこれまでにない規模とスピードで進めようとしていることです。今までの有機農業の拡大はとてもゆっくりしたものでした（だから未だに0.5%の面積しかないのですが）。慣行栽培の農家が有機農業に興味を持ってから何年も経って、やっと自分の圃場の一部で試しにやってみる。それでうまくいくと少しずつ広げる。失敗すればやめたり、休んだりする。それは慣行から有機に転換するリスクを考慮して、ひどい失敗をせずに（リスクをヘッジしながら）転換するための知恵でもありました。

そんな農家個々人のゆっくりした変化を積み上げて有機農業は広がってきたわけですが、みどり戦略が有機農業への転換を急ぐのであれば、転換に伴う減収リスクへの対策が不可欠です。慣行農家にとって有機農業は未知の世界です。既存技術を提示するだけでなく、実際に取り組んでもらうためのきめ細かい措置が必要です。これまでの試験研究で行われていた栽培研究会の開設、試験圃場の設置、農家同士の圃場巡回などを活用すると同時に、万一病害虫が大発生して減収した場合には補助金で補填するなどの対策を用意すべきだと考えます。

4) 地域における有機農家と慣行農家の共存を

次に考えたいのは「農家と地域の関係」です。これまでの有機農業推進政策では「農家と地域の関係」はほとんど考慮されてきませんでした（有機農業モデルタウン事業は例外でした）。たとえば、オーガニックビジネス実践拠点形成支援事業は、農家は有機農産物を生産して、主に地域外の流通・加工・飲食業者へ販売するという産地形成型事業で、農家が住む地域との関係は考える必要がありませんでした。

ところがみどり戦略を進めようとする、否応なしに農家と地域の関係を考えなければならなくなります。第一に、地方自治体がただ有機農業を推進しようとする、慣行農家からの反発を受け、慣行農家と有機農家の間に新たな対立を生んでしまうおそれがあります。たとえば、みどり戦略の目玉政策である「オーガニックビレッジ事業」をある市町村が導入したとしましょう。この事業は市町村主導で進めることになっているので、首長が「うちの町で有機農業を推進する」と言えば導入できますが、地域の慣行農家はどう思うでしょうか。

有機農業の推進を喜んで受け入れるでしょうか。逆に「慣行栽培はまちがっていたというのか」と反発して、有機農業を敵視する可能性はないでしょうか。もともと農水省が慣行農業を推進してきたために、「有機農業は仕事がきつくて儲からない」「病害虫の巣になる」などという偏見は今でも根強いものがあります。その偏見が刺激されて、慣行農家と有機農家の間に新たな壁が生まれることが心配されます。

同じような対立は、有機農業と減農薬・減化学肥料（減減）栽培の間にも起こり得ます。みどり戦略のもうひとつの目玉事業「グリーンな栽培体系への転換サポート」は減減栽培（+脱炭素化）推進事業だが、同じ市町村でこの2つの事業を導入することもあるでしょう。その場合それを別々に進めると、同じ地域のなかに有機農業、減減栽培、慣行農業が併存することになり、下手をす

ると三者の間に新たな壁で生まれるおそれがあります。

こうした対立を避けるためには、首長が「この地域には慣行農業も有機農業も減減栽培もみんな必要だ。一緒に地域農業を支えていってほしい」と言って、多様な農法の共存共栄を推進する方針を打ち出したらいいと思います。大分県臼杵市のように、市が堆肥センターを作って慣行農家と有機農家の両方に良質な堆肥を安く供給するという施策も効果的でしょう。

実は、有機農家と慣行農家はお互いに学び合い、助け合える課題がたくさんあります。昨年放送されたTBSテレビの報道特集「有機農業の未来は？」で、岐阜県白川町で若い有機農家（その大半は移住者）と地域の慣行農家が協力の可能性を話し合うという場面がありました。若くて意欲的な有機農家たちは経営を安定させるために田畑の面積を広げようとしていました。他方、高齢化と後継者不足に悩む地域の慣行農家は新しい農業の担い手を求めています。その両者がこだわりを取り払って、「一緒に地域の農業を支えていこう」と明るく語り合う姿が番組で取り上げられていましたが、感動的でした。

みどり戦略を成功させる鍵のひとつは、有機農業と慣行農業を区別せずに、一緒になって地域農業を作っていくのだという連帯感を醸成していくことです。その前提として、農水省には全国の農業関係者にみどり戦略の必要性を説明し、理解を求める努力を粘り強く続けることを求めたいと思います。

5) 有機給食を通じた生産と消費の段階的拡大を

最後に、有機給食についてふれます。有機給食の意義は、単に子どもたちに安全な農産物を提供するというだけではありません。給食に使う有機米や有機野菜を行政が買い上げることで、地域に有機農産物の需要を生み出すという効果があります。先に、販路があれば（＝買ってくれる消費者がいれば）農家は作ろうとすと言いました。有機給食は行政が作る有機農産物の「販路」だと考えることができます。販路というからには、それ相応の価格で買ってもらう必要があります。有機農家が暮らしていける価格、できればやる気が出るくらいの価格で買ってもらいたいですね。

ところが給食費は1食300円ほどしかないので、「有機農産物は高く買えない。だから有機給食は無理」というのがこれまでの常識でした。その常識を千葉県いすみ市が破って、有機米と給食費の差額を市が補填するという思い切った政策を打ち出しました。そこからいすみ市内の小中学校の給食の米は全量地元の有機米を使うという劇的な成果が生まれたのです。

これまで有機農産物の「販路」といえば流通や加工業者のことでした。しかし、これからはそれに加えて地元の学校給食という新しい販路を考えましょう。学校給食に農産物を供給するのは一般の流通業者に販売するのとはずいぶん違います。給食のメニューによって供給量は日々変わります。反面、自分が育てた米や野菜を地域の子どもたちが食べてくれるというかけがえのない喜びがあります。学校に招かれて子どもたちに農業の話をしたり、子どもたちを自分の田畑に呼ぶこともできるかもしれません。

いすみ市では、有機米給食が定着したおかげで、有機農産物が日常に近いものになり、保護者の有機に対するハードルが下がったといえます。市では有機農産物販売所を開設して、「有機農業の地産地消」に向けた政策を打ち出しています。

参考文献

中島紀一・金子美登・西村和雄編(2010)『有機農業の技術と考え方』, コモンズ,

日本有機農業学会, 2021, 「みどりの食料システム戦略」に言及されている有機農業拡大の数値

目標実現に対する提言書」.

佐藤敦・佐藤了・コールドウェル編(2003)『持続可能な農業への道：参加型技術革新とその実現条件』農林統計協会.

澤登早苗・小松崎将一編著(2019)『有機農業大全：持続可能な農の技術と思想』コモンズ.

谷口吉光(2022)「『有機農業のパラダイム』とみどりの食料システム戦略の行方」『生活協同組合研究』 Vol.554, 2022年3月号：37-44.

谷口吉光(2022)「求められる有機農業の再定義 ポイントはすべての生き物を生かし、増やすことにある」, 生活クラブオリジナルレポート (<https://seikatsuclub.coop/news/detail.html?NTC=1000001958>)

谷口吉光編著(2023)『有機農業はこうして広がった：人から地域へ、地域から自治体へ』コモンズ.

靄理恵子・谷口吉光編著(2023) (4月刊行予定)『有機給食スタートブック』農山漁村文化協会.

MEMO

事例発表と質疑応答

有機農業に転換するには何が必要か？

事例発表者

大塚 裕樹氏（有限会社大塚ファーム）

パネラー

谷口 吉光氏、事例発表者

コメンテーター

佐伯 昌彦（有機農業参入促進協議会）

コーディネーター

藤田 正雄（有機農業参入促進協議会事務局）

基調講演を通して、慣行栽培農家が有機農業に転換することは至難の技であること、栽培技術の習得、販路の確保、減収した場合の対応など、生産から流通、販売について解決しなければならない課題が多々あることに加え、自治体、とくに都道府県の役割が重要であることをご理解いただけたでしょうか。

事例発表では、農家目線で日本農業の現状を分析し、農薬や化学肥料をやめる決断ができない農家が多く、現状では有機農業者を増やすことの難しさを紹介していただきます。そのうえで、有機農業を実施し継続するために何が必要か、慣行栽培から有機農業に転換するうえで何が必要かについて大塚さんの考えを展開していただきます。

質疑応答の最初に、北海道で有機農業を実践し、株式会社マルタで有機農産物の販路拡大に取り組んでこられた佐伯昌彦当協議会副代表理事より、コメントをいただきます。

その後、皆さまからの質問をもとに、有機農業を拡大するために解決しなければならない課題などについて、パネラーおよびコメンテーターより発言をいただきながら意見交換を行います。

事例発表と質疑応答を通して、地域ぐるみで有機農業の振興を検討されている自治体、JAはじめ農家の方々の参考となることを期待しています。

有機農業への転換のメリットと課題

消費者目線での農業経営

大塚 裕樹（有限会社大塚ファーム）

1. はじめに

大塚ファームは、安心、安全な農産物をおもいきり生産し、さらに、それを加工して商品にしています。昔のように身近な存在に農業がなるように、農業体験の受入れや消費者交流などにも積極的に参加しています。難しいことではなく、お客様と農家が楽しく、仲良くできる農場づくりを一步一步進めています。

(有)大塚ファームの概要

1913年入植、1973年3月設立

代表取締役 大塚裕樹

資本金 600万円

面積 17.24ha

売上 185,000,000円（令和3年度）

従業員 4名、外国人技能実習生（中国人）4人、パート10名

営業品目 有機野菜、GGAP栽培米、加工品、体験など

2. 有機農業をはじめたきっかけ

1997年に有機農業を本格的に始めました。自分自身が農薬アレルギーであったことが最大のきっかけです。さらに、お客様のニーズが高まって来たこと、有機農業の技術力の高さに興味あったことが挙げられます。

農業に必要なブランド力と個性を兼ね備え、雇用者（研修生）のニーズを捉えた有機農業を実施しました。第3次有機農業ブームでもあり、海外で有機栽培の認証制度が始った時期であったことも後押ししました。



大塚ファーム

3. 色々なことにチャレンジ

地下152メートルからくみ上げた地下水を使用し、防虫ネットや光防虫機、ハーブなどのバンカープラントや混植栽培によるコンパニオンプランツも行っています。

また、土や風向き・温度等を調べ、これまで60種類以上の作物を生産してきた経験を最大限に生かし、健康でとっっても美味しい野菜を生産することにスタッフ全員、勇気と情熱で取り組んでいます。

また、農商工連携商品として、有機野菜の元気スープ、プリン、ペースト、干し芋などを加工しています。

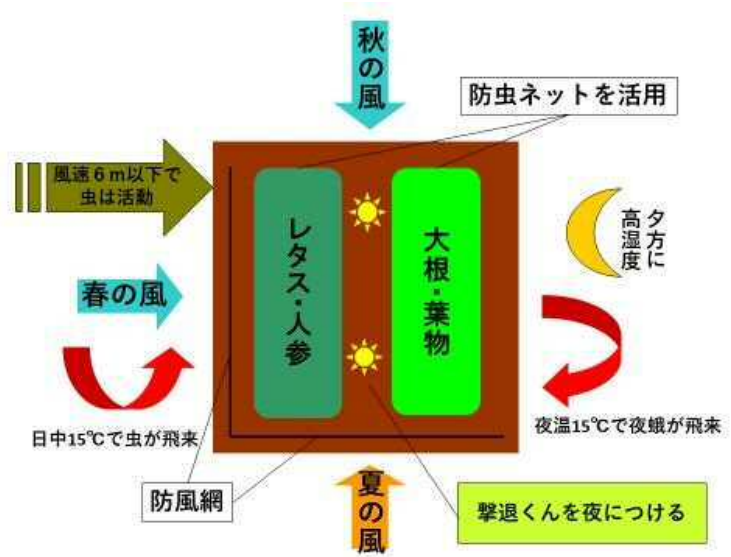


左から、有機野菜のプリン、有機野菜の元気スープ、干し芋、有機野菜ペースト

4. 有機栽培の技術～虫の特性を知る

虫の特性と圃場の温度、風の向き、風速、湿度を知ったうえで、風対策を行うとともに、防虫ネット、撃退くん※などを活用しています。

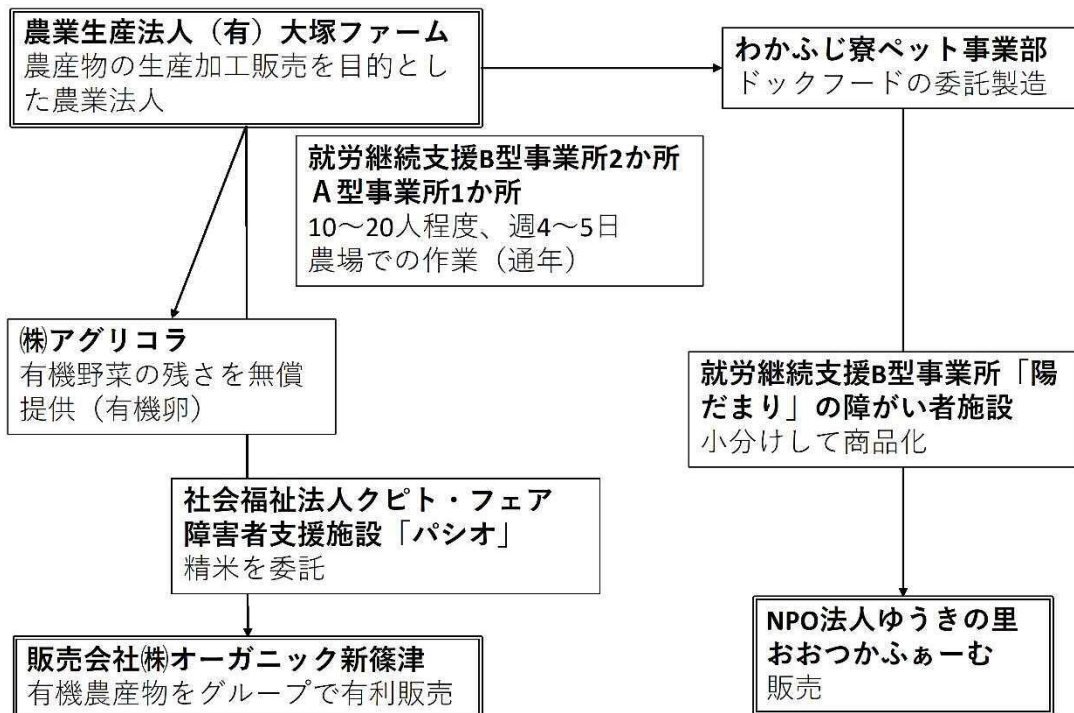
※黄色灯による虫の侵入を防ぐとともに、黄色灯に寄ってくる虫を吸引捕獲。



5. 大塚ファームの農福連携

大塚ファームで生産した農産物を、社会福祉法人と連携しながら加工・商品化し、NPO法人ゆうきの里おおつかふぁーむおよび(株)オーガニック新篠津を通じて販売しています。また、就労継続支援A型およびB型事務所から農作業従事者を派遣してもらっています。

有機野菜の残さは、平飼い卵の生産および販売を行っている(株)アグリコラに無償で提供しています。



大塚ファーム農福連携の組織関連図

ソーシャルビジネス NPO 法人ゆうきの里おおつかふぁーむ

2011年設立 大塚裕樹代表

北海道の有機農業の推進、障害者と有機農家の連携による自立支援の推進、規格外農産物を使った加工品の開発とPR販売、農業体験、食農教育、就業体験の推進を行う。

販売会社 ㈱オーガニック新篠津

1990年にグループを結成し、2008年設立。11名の有機農家が加盟している有機農産物をグループで有利販売するための法人。大塚裕樹は、取締役営業担当。

6. セカンドロゴマークへの思い

2015年から大塚ファームの商品パッケージには、「大塚家の3人の息子たち」をデザインしたロゴマークが表示されています。

今、大塚ファームの商品を買ってくれている人たちの孫の代まで、高品質な有機野菜を提供する責任を果たす覚悟を示し、同時にお客様が商品を買うことで利益が畑に還元され、後継者育成となる仕組みの構築を図っていくことを思い描いています。



7. 日本農業の現状と課題、有機農業への期待

化学肥料と殺虫剤、殺菌剤、展着剤と除草剤だけで農業を行ってきた結果、

- ① 野菜の病気が止まらない。今までにない病気が異常発生している
 - ② 昔みたいに収量が取れない（連作ハウスでの限界にきた）
 - ③ 野菜産地から安定した出荷が出来なくなっている（市場流通の限界）
 - ④ 農家の人や後継者の人の野菜嫌いがひどい
 - ⑤ 生産性が落ちている。JA系統の販売ネットワークが難しくなっている
 - ⑥ パートやアルバイトなどの人員が集まらなくなっている
 - ⑦ JAも人材が不足している。JA職員の負担が激増している
 - ⑧ JA系統での役員や組合長や連合会役員など系統の組織リーダーの限界
 - ⑨ 農業委員、改良区役員、地方議会議員、共済役員などの人材も不足
 - ⑩ 限界集落や教育の限界、地方自治の維持が困難である
- などなどの課題を抱えています。

その結果、一般の農家は化学肥料や農薬をやめる決断が出来ず、有機農業は余裕のある農業法人でしか出来なくなっていると思います。

皆さんが、有機農業を実施している私に期待する答えとは何ですか？

- ① 有機農業が日本の農業を変える
- ② 有機農業が日本の農業を豊かにする
- ③ 有機農業が衰退する日本農業の起爆剤になる
- ④ 日本の有機農業も欧米のように必ずなる
- ⑤ 有機農業は環境に良く、持続可能な農業である
- ⑥ 有機農産物は、人にも環境にも優しい
- ⑦ 有機農業は、農薬、化学肥料が無くても簡単にできる
- ⑧ スマート農業やAIでもっと簡単に有機農業ができる
- ⑨ 有機農業なら必ず後継者ができる

などなどではないでしょうか。

私の答えは、下記に挙げるようにもっと現実的です。

- 思想・理念では、有機農業はできない
- 経験や知識や歴史がないと成功できない
- タフなマネージャーがいないと農業はできない
- だれでもできる簡単な仕組みが必要である
- 計数管理ができないと成長できない
- 経営に遊びがないと続かない
- コミュニケーション能力が一番大事である
- 優しくないと続かない
- 農協の仕組みを勉強しないと生きていけない

理想の答えは、有機農業を若い経営者によってイノベーションを起し、労働生産性の高い儲かる農業に変えていく必要があります。

2030年には、57歳の私、そして30歳の長男、28歳の次男、26歳の三男になります。
3つの会社での事業継承を目指しています。

大塚ファームの労働生産性（総売上÷総労働時間）			
2015年	3,300円/時間	時給1,000円	（人件費割合 30.3%）
2021年	5,059円/時間	時給1,300円	（ " 25.7%）
2030年	6,000円/時間	時給2,000円	（ " 33.3%）

8. 有機農業をこれから100年以上続けるために

次の点を心がけています。

- 無駄、無理、面倒なことを全部やめる
- 沢山、取らない
- 安く売らない
- 手間を掛けない
- 肥料や資材を買わない
- 社員を雇わない
- 社長もいない
- 経営者は、1日4時間しか農作業をしない
- エネルギーや水や肥料や土を自給する

9. 今後の目標

障がい者事業所10か所から、1日に100人の障がい者の方々に有機農業で活躍していただく場を提供していきます。

朝、昼、夜、休日、夏休み、冬休み、春休み、それぞれの時間帯、季節で働く人を雇う。

外国人技能実習生に働きたいだけ働いてもらう。

そして、3人の息子たちに天皇杯（農林水産祭）を取って



もらうことです。

10. 有機農業への転換を考える農家へ

有機農業への転換には、下記の点を考慮してから実施することが大切と思います。

- 農薬と化学肥料を使わないと決めること。
- 次の世代に受け継ぐための仕組みづくりをすること（法人化は必修）。
- 慣行で栽培している作物収量の半分できれば良いと言う考えで、有機農業をとらえること（100点を目指さないこと）。
- 確実に売れるものを作ること。
- 柱となる作物をひとつ決めて栽培すること。
- 有機農業を始めて3年は、その作物で収入が無くても生活ができるだけの蓄えがあること。

MEMO

参考資料

有機農業の経営指標をご提供ください
有機農業に関する相談の問い合わせ先
有機農業の研修受入先をご紹介ください
賛助会員入会のご案内
ご寄付のお願い
有機農業公開セミナー開催一覧

有機農業の経営指標をご提供ください

経営指標の充実は有機農業の推進に不可欠

新たに農業を志す非農家出身の新規就農者の大半は、有機農業をめざしています。新・農業人フェアにおける意識調査では、28%が「有機農業をやりたい」、65%が「有機農業に興味がある」と答えました。また、新規参入者の21%が全作物で、6%が一部作物で、実際に有機農業に取り組んでいるという調査結果もあります。

しかし、有機農業での就農希望者が、新規就農時に営農計画を作成しようとしたとき、認定農業者になろうとしたとき、また、自らの農業経営を診断しようとしたとき、基礎となる有機農業のデータが入手できないのが現状です。

そこで当協議会では、国の有機農業推進事業を活用して、営農計画を作成するときの心臓部にあたる「経営指標データベース」を作成し、ウェブサイト「有機農業をはじめよう！」(yuki-hajimeru.net)に、「みんなで作ろう！経営指標」のページを開設し、都道府県別、作目別などで必要な経営指標を検索できるようにしています。



経営指標データ提供のお願い

有機農業への参入を促すには、各都道府県の主な作目、作型の経営指標が閲覧できることです。

ここで提供した経営指標を使った方は、ぜひ、自らの経営指標を提供していただくようお願いいたします。使った方が提供者となり、みんなで、経営指標のデータベースを作り上げていきましょう。

都道府県、相談窓口の担当者の方々には、ぜひ、農家が経営指標を作成するための支援をお願いいたします。

「経営指標の記入用紙」は、当協議会のウェブサイトからダウンロードできます。ご提供いただく経営指標は、当協議会まで送付いただき、当方で内容を確認のうえ公表します。

なお、提供いただいた個人情報は個人情報保護方針に沿って、本事業の範囲内でのみ利用します。

NPO法人有機農業参入促進協議会事務局
〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-5-12
偕楽ビル（新末広）3階 株式会社マルタ内
TEL：050-5362-1815 FAX：050-3457-8516
E-mail:office@yuki-hajimeru.net

有機農業に関する相談の問い合わせ先

有機農業をはじめるとあって、どこに相談をしたらいいのかというのが最初の問題かもしれません。全国には有機農業の相談に応じられる団体がいくつもございます。各団体それぞれ特色があり、答えは様々ありますので、色々と相談してみてください。相談窓口情報の詳細は、ウェブサイト「有機農業をはじめよう！」 yuki-hajimeru.net をご覧下さい。

「どこに相談したらいいかも分からない」「有機農業についてまず質問してみたい」などの方は、有機農業参入全国相談窓口にお問い合わせください。

都道府県	団体名	電話番号
全国	有機農業参入全国相談窓口	0558-79-1133
北海道	津別町有機農業推進協議会	0152-76-3322
北海道	北海道有機農業生産者懇話会	011-385-2151
北海道	(公財)農業・環境・健康研究所 名寄研究農場	01654-8-2722
青森県	青森県農林水産部食の安全・安心推進課環境農業グループ	017-734-9335
岩手県	一関地方有機農業推進協議会	0191-75-2922
岩手県	岩手県農林水産部農業普及技術課	019-629-5652
宮城県	宮城県農林水産部農産園芸環境課	022-211-2846
秋田県	NPO 法人永続農業秋田県文化事業団	018-870-2661
秋田県	公益社団法人秋田県農業公社	018-893-6212
山形県	遊佐町有機農業推進協議会	0234-72-3234
山形県	山形県農林水産部農業技術環境課	023-630-2481
福島県	(公財)福島県農業振興公社 青年農業者等育成センター	024-521-9835
福島県	福島県農業総合センター有機農業推進室	024-958-1711
福島県	NPO 法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会	0243-46-2116
茨城県	NPO 法人アグリやさと	0299-51-3117
茨城県	茨城県農林水産部産地振興課エコ農業推進室	029-301-3931
茨城県	NPO 法人あしたを拓く有機農業塾	090-2426-4612
栃木県	NPO 法人民間稲作研究所	0285-53-1133
栃木県	栃木県農政部経営技術課環境保全型農業担当	028-623-2286
群馬県	高崎市倉淵町有機農業推進協議会	027-378-3111
埼玉県	小川町有機農業推進協議会	0493-72-1221
千葉県	有機ネットちば	043-498-0389
千葉県	山武市有機農業推進協議会	0475-89-0590
東京都	東京都産業労働局農林水産部食料安全課	03-5320-4834
東京都	NPO 法人日本有機農業研究会	03-3818-3078
新潟県	三条市有機農業推進協議会	0256-45-2888
新潟県	にいがた有機農業推進ネットワーク	090-1853-4974

都道府県	団体名	電話番号
新潟県	NPO 法人雪割草の郷	0256-78-7234
富山県	富山県農林水産部農業技術課	076-444-8292
石川県	金沢市有機農業推進協議会	076-257-8818
福井県	福井県有機農業推進ネットワーク	090-2838-8026
山梨県	山梨県農政部農業技術課	055-223-1618
長野県	(公財)自然農法国際研究開発センター	0263-92-6800
静岡県	一般社団法人 MOA 自然農法文化事業団	0558-79-1113
愛知県	オアシス 21 オーガニックファーマーズ朝市村	052-265-8371
三重県	社団法人全国愛農会	0595-52-0108
滋賀県	NPO 法人秀明自然農法ネットワーク	0748-82-7855
京都府	京都府農林水産部農産課環境にやさしい農業推進担当	075-414-4959
京都府	京都乙訓農業改良普及センター	075-315-2906
京都府	山城北農業改良普及センター	0774-62-8686
京都府	山城南農業改良普及センター	0774-72-0237
京都府	南丹農業改良普及センター	0771-62-0665
京都府	中丹東農業改良普及センター	0773-42-2255
京都府	中丹西農業改良普及センター	0773-22-4901
京都府	丹後農業改良普及センター	0772-62-4308
兵庫県	兵庫県農政環境部農林水産局農業改良課	078-362-9210
奈良県	有限会社山口農園～オーガニックアグリスクール NARA	0745-82-2589
和歌山県	和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境・鳥獣害対策室	073-441-2905
和歌山県	NPO 法人和歌山有機認証協会	073-499-4736
鳥取県	鳥取県農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7415
島根県	島根県農林水産部産地支援課	0852-22-6704
広島県	食と農・広島県協議会	090-3177-0438
山口県	山口県有機農業推進団体協議会	080-1921-5283
山口県	山口県有機 JAS 制度普及推進協議会	083-775-2001
徳島県	NPO 法人とくしま有機農業サポートセンター	0885-37-2038
香川県	香川県農政水産部農業経営課	087-832-3411
愛媛県	今治市有機農業推進協議会	0898-36-1542
高知県	高知県農業振興部環境農業推進課	088-821-4545
熊本県	くまもと有機農業推進ネットワーク	096-384-9714
熊本県	NPO 法人熊本県有機農業研究会	096-223-6771
大分県	NPO 法人おおいた有機農業研究会	097-567-2613
鹿児島県	鹿児島有機農業技術支援センター	0995-73-3511
沖縄県	(公財)農業・環境・健康研究所 大宜味農場	0980-43-2641

※ 有機農業相談窓口の登録を希望される団体は、「NPO 法人有機農業参入促進協議会事務局 (E-mail:office@yuki-hajimeru.net)」までご連絡ください。

有機農業の研修受入先をご紹介します

NPO 法人有機農業参入促進協議会（有参協）では、有機農業の実施者を増加させるための事業を進めています。

この事業の一環として、北海道から九州・沖縄まで約 160 か所の研修先をウェブサイト「有機農業をはじめよう！」(yuki-hajimeru.net)にて紹介し、就農したい地域、栽培したい作物などで検索ができ、これから有機農業の研修を希望する方に、適切な情報を提供しています。



有機農業の研修をされたり、受けられたりしている皆様に、有機農業の研修受入先をご紹介します。よろしくお願いいたします。

ご紹介いただいた研修受入先には、当方より「有機農業研修受入先データベース作成のための調査」用紙をお送りして、研修内容や施設などについてお尋ねします。ご返送いただいた情報については、研修受入先の皆様にご迷惑をおかけしないように最善の注意を払いながら、ウェブサイトにて、研修を希望される方に情報を提供していきます。なお、ウェブサイトでの登録も可能です。

研修受入先と連絡の取れる情報＜個人（団体）名、連絡先（住所）、TEL、FAX、E-mail など＞を下記までご連絡ください。

皆様のご協力をお願いいたします。

NPO法人有機農業参入促進協議会事務局
〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-5-12
偕楽ビル（新末広）3階 株式会社マルタ内
TEL : 050-5362-1815 FAX : 050-3457-8516
E-mail:office@yuki-hajimeru.net

賛助会員入会のご案内

平成 18 年 12 月に施行された有機農業推進法では、国や地方自治体が有機農業の推進に責務を有すること、民間の協力を得て推進することが謳われています。

有機農業参入促進協議会（有参協）は、有機農業推進団体が構成員となり、「公的機関及び民間団体と協働して、有機農業への新規及び転換参入希望者を支援すること」を目的に、平成 23 年 4 月に設立いたしました（平成 26 年 4 月より法人化）。公的機関と民間団体とのさらなる協働体制が整ってこそ、有機農業への参入が促進できると確信しております。

つきましては、有参協の活動にご賛同賜り、賛助会員としてご入会くださいますようお願い申し上げます。

賛助会員の特典

- 会員を対象としたオンライン情報交換会の開催
- メーリングリストに登載し、「有参協通信」などの情報提供
- セミナー、講習会などの会員価格での参加および資料集を無料で配信
- 会員が主催する行事を、ウェブサイトなどを通じて案内

入会申し込み方法と年会費

ご賛同いただける方は、「賛助会員入会申込フォーム」（QR コード）よりお申込みいただくか、「賛助会員入会申込書」（ウェブサイトよりダウンロード）に必要事項をご記入のうえ、下記事務局宛ご提出下さい。お申し込みを随時受け付けております。



賛助会員の年会費は以下のとおりです。

団体：5,000 円（1 口）、個人：2,000 円（1 口）

申込書が受理されますと、会費の請求書が送付されますので、請求書に記載の口座にお振込み下さい。入会した翌月末日までにお納め下さい。なお翌年度からは、年度の初めに年会費を請求させていただきます。

<問い合わせ先>

有機農業参入促進協議会（有参協）事務局
〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-5-12
偕楽ビル（新末広）3 階 株式会社マルタ内
TEL：050-5362-1815 FAX：050-3457-8516
E-mail: office@yuki-hajimeru.net

ご寄付のお願い

ウェブサイト「有機農業をはじめよう！」に掲載している情報は、どなたでも無料でお使いいただけます。

本サイトを活用されている皆さまのなかで、「当協議会の活動」および「ウェブサイトのメンテナンスを支援してもよい」とお考えの方がおられましたら、寄付を受け付けております。

ご検討のほどよろしくお願いいたします。



ご寄付は、下記口座にお振込をお願いいたします。

郵便振替口座番号 00520-3-62145

加入者名 有機農業参入促進協議会

または

銀行口座 三井住友銀行上野支店 普通 8528852

加入者名 特定非営利活動法人有機農業参入促進協議会

※ 恐れ入りますが振込手数料はご負担ください。

ご寄付をしていただいた方は、差し支えなければ下記までご連絡していただきますようお願いいたします。

NPO法人有機農業参入促進協議会事務局
〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-5-12
偕楽ビル（新末広）3階 株式会社マルタ内
TEL：050-5362-1815 FAX：050-3457-8516
E-mail:office@yuki-hajimeru.net

有機農業公開セミナー 開催一覧

回	開催年月	開催地	テーマ	主催	共催	後援
第1回	2007年 6月	茨城県 阿見町	有機農業の採種と 育種技術を考える	有機農業 技術会議		
第2回	2007年 9月	京都府 京都市	有機農業の新規就 農を考える	有機農業 技術会議		
第3回	2007年 11月	長野県 松本市	有機農業大学講座 &有機農業の堆肥 と土づくりを考え る	有機農業 技術会議	長野県有機農 業研究会	農林水産省、長野 県、松本市、長野県 農業会議、信州大 学、JA長野中央会
第4回	2008年 7月	福島県 郡山市	有機農業を基本か ら考える	有機農業 技術会議		農林水産省、福島 県
第5回	2008年 10月	島根県 浜田市	有機農業大学講座	有機農業 技術会議		農林水産省、島根 県、浜田市、島根県 立大学、JA島根中 央会、島根有機農 業協会
第6回	2009年 11月	高知県 高知市	有機農業の施設栽 培を考える	有機農業 技術会議	高知県有機農 業推進連絡協 議会、「有機農 業技術公開セ ミナーin高 知」実行委員 会、高知県	農林水産省、高知 市、高知大学、JA 高知中央会、高知 県園芸連、高知県 有機農業研究会
第7回	2010年 2月	北海道 津別町	安全・安心の大規 模農業を考える	有機農業 技術会議	津別町有機農 業推進協議 会、津別町、津 別町農業協同 組合	農林水産省、北海 道
第8回	2010年 11月	石川県 金沢市	大規模稲作を考え る	有機農業 技術会議	石川県有機・ 減農薬農業振 興協議会、金 沢市有機農業 推進協議会	農林水産省、石川 県、金沢市、石川 県農業協同組合中 央会
第9回	2011年 1月	山梨県 山梨市	果樹栽培の可能性 を考える	有機農業 技術会議	やまなし有機 農業連絡会議	農林水産省、山梨 県、長野県、山梨 市、長野県有機農 業研究会

回	開催年月	開催地	テーマ	主催	共催	後援
第10回	2011年12月	奈良県宇陀市	野菜の安定生産と流通を考える	有機農業参入促進協議会	宇陀市有機農業推進協議会、宇陀市	農林水産省、奈良県、奈良県農業協同組合
第11回	2012年2月	大分県臼杵市	土づくりと地域の未来を考える	有機農業参入促進協議会	おおいた有機農業研究会、おおいた有機農業推進ネットワーク	農林水産省、大分県、臼杵市、豊後大野市、JA大分中央会、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞西部本社、大分合同新聞社、NHK大分放送局、OBS大分放送、TOSテレビ大分、OAB大分朝日放送
第12回	2012年10月	岡山県瀬戸内市	食と農による地域づくりを考える	有機農業参入促進協議会	農と食による地域づくり研究会	農林水産省、岡山県、瀬戸内市、岡山商科大学
第13回	2013年2月	東京都渋谷区	新規就農支援を考える	有機農業参入促進協議会	日本有機農業研究会、國學院大學環境教育研究プロジェクト、渋谷・環境と文化の会	
第14回	2014年3月	福島県福島市	有機農業が地域に広がることのメリットを考える	有機農業参入促進協議会		農林水産省、福島県、福島市、福島県有機農業ネットワーク
第15回	2014年11月	岐阜県恵那市	土づくりと中山間地域農業を考える	NPO 法人有機農業参入促進協議会		農林水産省、岐阜県、恵那市
第16回	2015年10月	東京都渋谷区	土づくりと有機農業を考える	NPO 法人有機農業参入促進協議会	日本有機農業研究会、國學院大學環境教育研究プロジェクト、渋谷・環境と文化の会	農林水産省

第 17 回	2017 年 8 月	熊本県 南阿蘇 村	継承、そして新たな地平を拓く—— 技術、経営、暮らし	NPO 法 人有機農 業参入促 進協議会	くまもと有機 農業推進ネッ トワーク	農林水産省、熊本 県、熊本市、八代市、 人吉市、荒尾市、水 俣市、玉名市、天草 市、山鹿市、菊池市、 宇土市、上天草市、 宇城市、阿蘇市、合 志市、美里町、玉東 町、和水町、南関町、 長洲町、大津町、菊 陽町、南小国町、小 国町、産山村、高森 町、南阿蘇村、西原 村、御船町、嘉島町、 益城町、甲佐町、山 都町、氷川町、芦北 町、津奈木町、錦町、 あさぎり町、多良木 町、湯前町、水上村、 相良村、五木村、山 江村、球磨村、苓北 町、JA 熊本中央会、 東海大学農学部、熊 本県有機農業研究 会、環境保全型農業 技術研究会、宇城有 機農業プロデュー ス、山都町有機農業 協議会、人吉市有機 農業推進協議会、福 岡県有機農業研究 会、ひとよしアイガ モ農法研究会、くま もと有機の会、九州 EM 普及協会、くま もと EM ネット、大 矢野有機農産物供 給センター、肥薩自 然農法グループ、人 秀明自然農法ネッ トワーク、九州産直 生産団体協議会、果 実堂、MOA 自然農 法文化事業団、自然 農法国際研究開発 センター、マルタ
--------	---------------	-----------------	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------	--

第 18 回	2018 年 2 月	東京都 渋谷区	農と食の未来を考 える	NPO 法 人有機農 業参入促 進協議会		農林水産省、渋谷・ 環境と文化の会、次 代の農と食を創る 会
第 19 回	2021 年 3 月	オンラ イン	有機施設トマト栽 培を考える	NPO 法 人有機農 業参入促 進協議会		
第 20 回	2021 年 4 月	オンラ イン	有機柑橘栽培を考 える	NPO 法 人有機農 業参入促 進協議会		
第 21 回	2021 年 8 月	オンラ イン	土づくりと新規就 農への道を考える	NPO 法 人有機農 業参入促 進協議会		
第 22 回	2021 年 11 月	オンラ イン	農産物の魅力を伝 える～生産者と消 費者を結ぶ視点か ら	NPO 法 人有機農 業参入促 進協議会		
第 23 回	2022 年 3 月	オンラ イン	美しくおいしい有 機野菜を生産・販 売するために	NPO 法 人有機農 業参入促 進協議会		
第 24 回	2022 年 5 月	オンラ イン	基礎から学ぶ有機 農業	NPO 法 人有機農 業参入促 進協議会		
第 25 回	2022 年 6 月	オンラ イン	緑肥作物を利用し た土づくりを考え る	NPO 法 人有機農 業参入促 進協議会		

第 26 回	2022 年 11 月	オンラ イン	有機育苗を考える	NPO 法 人有機農 業参入促 進協議会		
第 27 回	2023 年 3 月	オンラ イン	有機農業に転換す るには何が必要 か？	NPO 法 人有機農 業参入促 進協議会		

※ここに紹介した公開セミナーの資料集は、ウェブサイト「有機農業をはじめよう！」に公開しています。「データベース 講習会資料」よりダウンロードが可能です。

MEMO

本資料の複製、転載および引用は、必ず原著者の了承を得た上で行ってください。

2023年3月7日発行

有機農業をはじめよう！ No.18

NPO 法人有機農業参入促進協議会事務局
〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-5-12
偕楽ビル（新末広）3階 株式会社マルタ内
TEL : 050-5362-1815 FAX : 050-3457-8516
Email : office@yuki-hajimeru.net
Website: yuki-hajimeru.net



有機農業をはじめよう!

NPO法人 **有機農業参入促進協議会**

yuki-hajimeru.net



NPO 法人有機農業参入促進協議会（有参協）では、有機農業をはじめたい方を応援しています。全国の有機農業者、有機農業推進団体と連携して、研修先、相談窓口、経営指標などの情報発信や相談会、実践講座、公開セミナーの開催など、さまざまな活動を行っています。